

新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境について (適用、医療費の状況等)

事業所の状況（静岡支部）

直近の令和2年2～5月は、新規加入事業所も喪失事業所も増加傾向にある。

○加入・喪失の状況

	H30.4～6	H30.7～9	H30.10～12	H31.1～3	H31.4～R1.6	R1.7～9	R1.10～R2.1	R2.2～5
新規加入事業所	1,101	945	958	721	903	854	778	1,137
喪失事業所	330	371	328	347	367	441	332	620

○令和2年2～5月に喪失した事業所（620事業所）の特性

・業種別

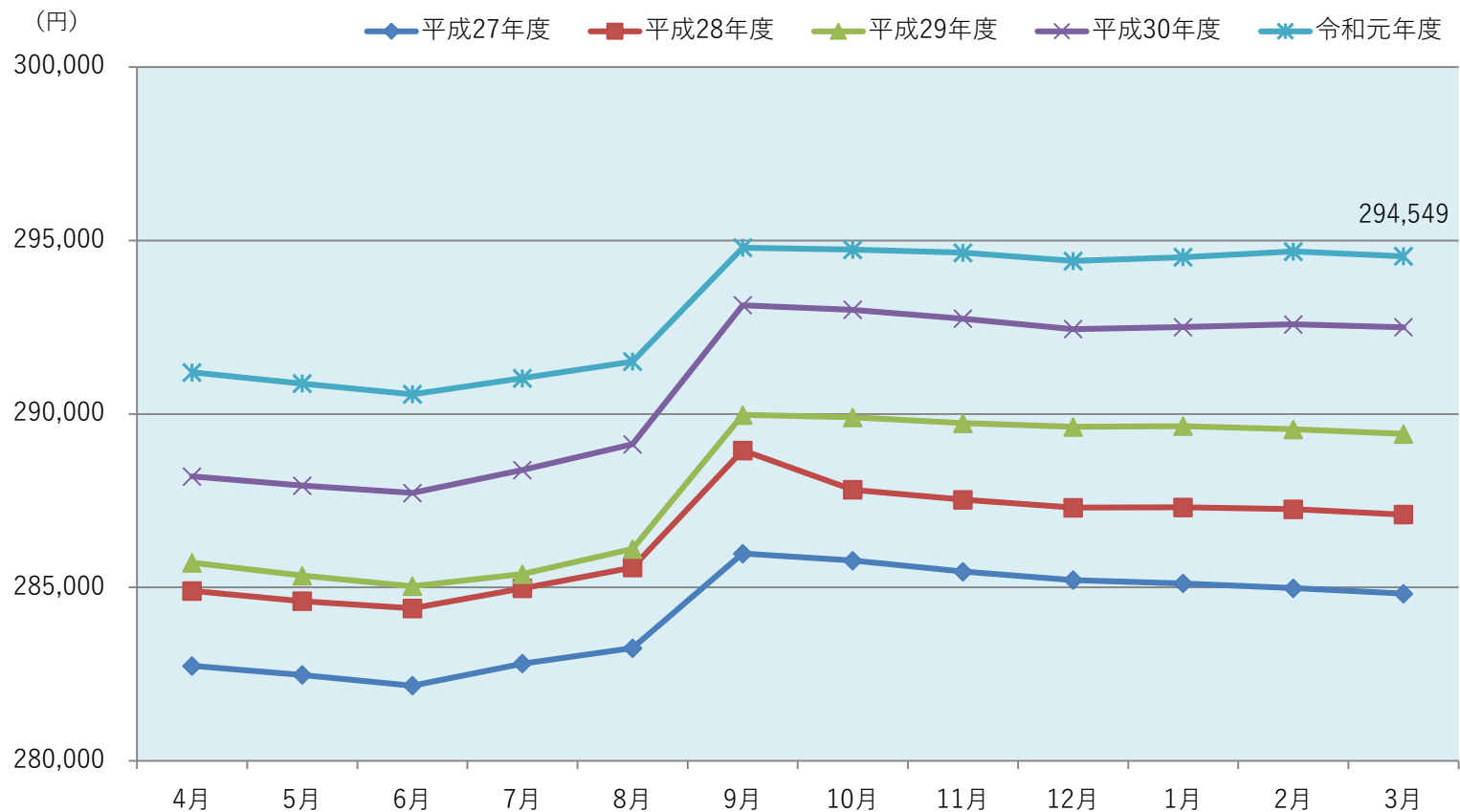
	現存事業所数	喪失事業所数	割合
農林水産業	1,012	10	0.99%
鉱業・採石業・砂利採取業	94	1	1.06%
建設業	12,319	106	0.86%
製造業	10,130	115	1.14%
電気・ガス・熱供給・水道業	377	3	0.80%
情報通信業	1,040	14	1.35%
運輸業・郵便業	1,681	11	0.65%
卸売・小売業	10,427	110	1.05%
金融・保険業	664	7	1.05%
不動産業・物品賃貸業	4,857	30	0.62%
学術研究・専門技術サービス業	4,022	46	1.14%
飲食店・宿泊業	2,776	38	1.37%
生活関連サービス業・娯楽業	2,263	25	1.10%
教育・学習支援業	753	13	1.73%
医療・福祉	4,996	43	0.86%
複合サービス事業	334	2	0.60%
サービス業	5,345	45	0.84%
公務	311	1	0.32%
総計	63,401	620	0.98%

・規模（被保険者数）別

	現存事業所数	喪失事業所数	割合
4人以下	41,089	550	1.34%
5～9人	10,610	41	0.39%
10～19人	5,815	16	0.28%
20～29人	2,091	5	0.24%
30～49人	1,735	4	0.23%
50～99人	1,208	3	0.25%
100～299人	668	1	0.15%
300～499人	109	0	0.00%
500人以上	76	0	0.00%
総計	63,401	620	0.98%

平均標準報酬月額状況（静岡支部）

令和2年3月分の静岡支部平均標準報酬月額は294,549円。例年と同じく推移しており、特異な傾向は見られない。



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度平均標準報酬月額	284,231	286,475	287,954	290,858	293,128
対前年比	+0.5%	+0.8%	+0.5%	+1.0%	+0.8%

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日 閣議決定）

第2章Ⅱの5.税制措置（抄）

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が減少しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、**無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例**を設ける。



事業所における保険料の納付猶予（特例）

日本年金機構による対応

- 対象となる事業所（以下の2点のいずれも満たすことが必要）
 - ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ・保険料を一時に納付することが困難であること
- 対象となる保険料
 - ・令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料（令和2年1月分から令和2年12月分まで）
- 申請方法
 - ・「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所へ提出
 - ※指定期限（毎月の納期限からおおよそ25日後）までの申請が必要

医療費の状況（協会けんぽ全体）

令和2年3月診療分の医療費の動向（対前年同月比）を見ると、医療費総額で1.4%のマイナスとなっている。特に受診率の減少（入院：-5.7%、入院外：-13.1%、歯科：-4.6%）が目立っている。

協会けんぽの医療費の動向（令和 2年 3月）

[加入者計] (単位:%)

	医療費総額	1人当たり医療費計			入院				入院外(調剤分を含む)				歯科				
		1人当たり医療費計	稼働日数補正後	医療給付費総額	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	
26年度	3.7	1.9	2.1	3.9	1.4	0.1	△ 1.5	2.8	1.9	0.4	△ 0.9	2.5	3.2	2.9	△ 2.0	2.3	
27年度	6.6	4.3	4.0	7.3	2.5	1.6	△ 1.5	2.4	5.6	1.9	△ 0.9	4.6	1.7	2.5	△ 2.2	1.4	
28年度	2.4	0.1	0.1	2.4	0.9	△ 0.6	△ 1.1	2.7	△ 0.7	0.6	△ 1.1	△ 0.2	1.9	1.7	△ 1.9	2.1	
29年度	5.1	2.5	2.6	5.2	2.2	0.3	△ 0.7	2.6	2.8	1.1	△ 0.9	2.5	1.8	2.5	△ 2.1	1.4	
30年度	3.1	1.6	1.8	3.2	2.5	△ 0.4	△ 0.7	3.6	1.0	1.1	△ 1.0	1.0	2.3	2.5	△ 2.3	2.1	
平成30年度	4~3月	3.1	1.6	1.8	3.2	2.5	△ 0.4	△ 0.7	3.6	1.0	1.1	△ 1.0	1.0	2.3	2.5	△ 2.3	2.1
	4月	3.3	1.4	1.4	3.3	1.7	△ 1.8	△ 0.5	4.1	1.4	2.4	△ 1.1	0.1	1.3	1.8	△ 2.5	2.0
	5月	2.8	1.0	1.1	2.9	2.1	△ 0.5	△ 0.3	2.9	0.3	0.1	△ 1.0	1.3	1.7	1.4	△ 2.0	2.4
	6月	2.5	0.8	0.7	2.6	2.3	△ 0.2	△ 0.3	2.8	△ 0.3	0.2	△ 1.3	0.8	2.4	2.0	△ 2.1	2.5
	7月	4.0	2.3	1.9	4.2	4.4	0.9	△ 1.1	4.6	1.5	0.7	△ 0.8	1.6	1.1	0.4	△ 1.7	2.5
	8月	3.4	1.8	1.4	3.5	3.0	0.4	△ 1.0	3.6	1.1	0.3	△ 0.6	1.5	2.0	1.4	△ 2.0	2.6
	9月	△ 1.4	△ 3.1	0.4	△ 1.4	△ 3.0	△ 0.4	0.6	2.2	△ 4.4	△ 3.7	△ 2.6	1.9	△ 3.1	△ 1.8	△ 4.0	2.7
	10月	7.0	5.7	2.6	7.1	3.9	△ 0.5	△ 0.9	5.3	6.4	5.5	0.2	0.7	6.6	5.1	△ 0.8	2.3
	11月	4.1	2.8	2.9	4.2	3.0	△ 0.1	△ 0.8	3.9	2.6	2.2	△ 0.4	0.8	2.9	2.8	△ 1.8	2.0
	12月	2.0	0.7	1.1	2.1	1.8	△ 1.1	△ 0.1	3.1	△ 0.1	0.5	△ 1.5	0.9	2.0	3.2	△ 3.1	2.0
	1月	4.0	2.7	2.7	4.0	1.3	△ 0.9	△ 1.1	3.4	3.6	3.3	△ 1.2	1.5	1.5	2.1	△ 2.3	1.7
	2月	2.6	1.4	1.4	2.7	2.7	0.4	△ 1.8	4.1	0.2	△ 0.2	△ 1.0	1.4	4.8	5.1	△ 1.9	1.6
	3月	2.9	1.6	3.7	2.9	4.3	1.8	△ 1.1	3.6	△ 0.1	1.6	△ 1.3	△ 0.4	4.5	6.2	△ 2.9	1.3
令和元年度	4~3月	5.4	2.5	3.1	5.7	1.5	△ 0.9	△ 0.6	3.1	3.0	△ 0.2	△ 0.9	4.1	2.4	3.2	△ 2.5	1.8
	4月	11.9	8.6	8.6	11.8	4.7	2.9	△ 2.0	3.8	10.8	6.9	0.3	3.4	6.7	7.6	△ 2.0	1.1
	5月	3.5	0.7	6.9	3.6	0.1	△ 1.8	△ 0.2	2.2	1.5	△ 0.7	△ 2.5	4.8	△ 2.0	2.2	△ 5.0	1.0
	6月	4.5	1.7	4.8	4.6	0.6	△ 1.0	△ 0.3	1.9	2.6	1.0	△ 1.7	3.3	0.3	3.2	△ 4.3	1.6
	7月	9.6	6.7	3.6	9.7	2.8	△ 0.1	△ 1.7	4.5	8.5	4.7	0.5	3.0	7.6	7.6	△ 1.1	1.1
	8月	5.3	2.4	3.2	5.3	△ 0.4	△ 1.9	0.4	1.2	4.0	2.3	△ 1.4	3.2	1.3	3.7	△ 3.3	1.0
	9月	9.2	6.1	5.7	9.4	3.0	1.0	△ 1.7	3.7	8.0	5.4	△ 0.5	3.1	4.2	5.1	△ 2.1	1.3
	10月	2.0	△ 1.0	2.6	2.3	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.5	1.4	△ 0.5	△ 3.4	△ 2.2	5.4	△ 2.9	△ 0.5	△ 4.7	2.4
	11月	6.1	3.1	3.0	6.3	1.3	△ 0.6	△ 0.6	2.6	3.8	2.3	△ 1.5	2.9	4.5	4.5	△ 2.7	2.8
	12月	7.9	4.9	1.8	8.1	3.0	△ 0.0	△ 1.4	4.5	6.1	3.3	△ 0.7	3.4	3.7	3.2	△ 1.9	2.4
	1月	2.6	△ 0.2	△ 0.2	3.2	3.4	△ 0.1	△ 1.0	4.5	△ 2.7	△ 7.2	△ 0.1	5.1	5.0	4.6	△ 2.0	2.4
	2月	5.6	2.8	2.7	5.9	1.8	△ 1.6	2.0	1.5	3.1	△ 0.4	0.3	3.2	3.4	3.0	△ 1.5	1.9
	3月	△ 1.4	△ 4.0	△ 3.9	△ 0.5	0.2	△ 5.7	0.4	5.8	△ 6.2	△ 13.1	△ 1.0	9.0	△ 1.8	△ 4.6	0.1	2.8

医療費の動向（対前年同月比）全国と静岡支部の比較_令和2年3月分

	入院				入院外(調剤を含む)				歯科			
	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	1人当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
全国	0.2	△5.7	0.4	5.8	△6.2	△13.1	△1.0	9.0	△1.8	△4.6	0.1	2.8
静岡	3.7	△3.8	△0.7	8.5	△5.1	△11.4	△0.9	8.1	0.7	△1.0	△0.8	2.6

(参考)

新型コロナウイルス感染症拡大に対応した国の動き

中等症・重症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に向けて、重症患者の診療に係るさらなる評価や、患者の重症化や他の患者への感染拡大を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療の評価等が必要であることを踏まえ、特例的に以下の対応を実施。

○4月18日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」厚生労働省保険局医療課事務連絡

- 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する治療の評価を**2倍**に引き上げる
- 中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者については**救急医療管理加算の2倍相当（1,900点）の加算**

○5月26日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」厚生労働省保険局医療課事務連絡

- 重症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、点数を**3倍**に引き上げる
- 中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者について、**救急医療管理加算をさらに3倍相当（2,850点）に引き上げる**とともに、**15日以降も算定可能**とする

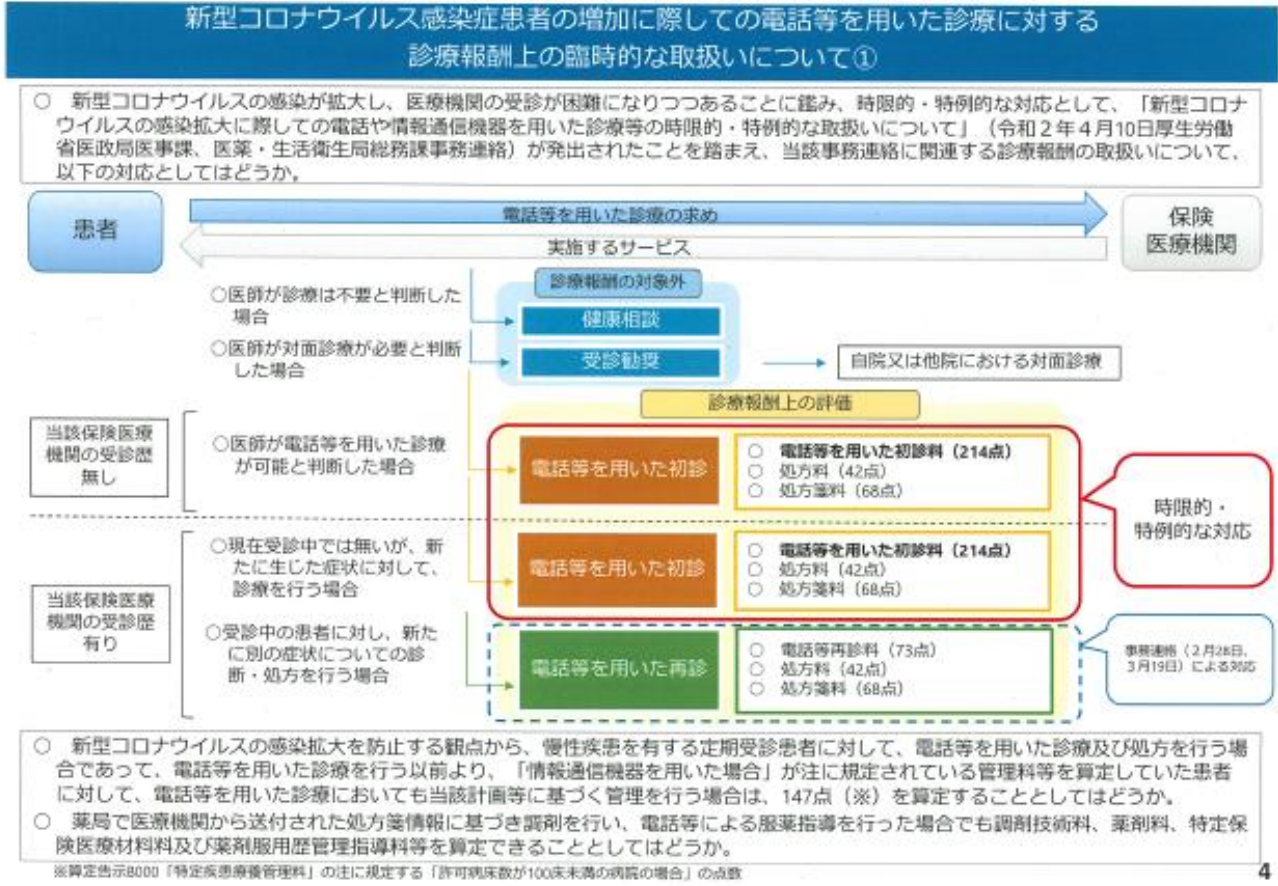
・重症の新型コロナウイルス感染症患者の治療に係る評価

通常			4月18日	5月26日
救命救急入院料 1	イ	3日以内の期間	10,223点	<u>20,446</u> 点
	ロ	4日以上7日以内の期間	9,250点	<u>18,500</u> 点
	ハ	8日以上14日以内の期間	7,897点	<u>15,794</u> 点
救命救急入院料 2	イ	3日以内の期間	11,802点	<u>23,604</u> 点
	ロ	4日以上7日以内の期間	10,686点	<u>21,372</u> 点
	ハ	8日以上14日以内の期間	9,371点	<u>18,742</u> 点
特定集中治療室管理料 1	イ	7日以内の期間	14,211点	<u>28,422</u> 点
	ロ	8日以上14日以内の期間	12,633点	<u>25,266</u> 点
特定集中治療室管理料 3	イ	7日以内の期間	9,697点	<u>19,394</u> 点
	ロ	8日以上14日以内の期間	8,118点	<u>16,236</u> 点
ハイケアユニット入院医療管理料	入院料 1		6,855点	<u>13,710</u> 点
	入院料 2		4,224点	<u>8,448</u> 点

2倍

3倍

新型コロナウイルス感染の懸念から、医療機関への受診が困難になることに鑑み、電話等を用いた診療に対する時限的・特例的な対応を実施。



電話・オンラインによる診療がますます便利になります。

新型コロナウィルス感染の懸念から、お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

高度な機器や難しいシステムは不要です。 *実施していない医療機関もあります。

- 1 診療内容の確認**
電話やオンライン診療を行う以前は、医師による診察が必要でしたが、現在は、電話やオンライン診療によって、医師が診察を行うことができます。診察内容を確認し、処方箋を処方してもらえます。
- 2 事前の予約**
電話の場合は、医師の空き時間や診察時間に合わせて予約する必要があります。オンライン診療の場合は、医師の空き時間や診察時間に合わせて予約する必要があります。診察内容を確認し、処方箋を処方してもらえます。
- 3 診療**
電話の場合は、医師の空き時間や診察時間に合わせて予約する必要があります。オンライン診療の場合は、医師の空き時間や診察時間に合わせて予約する必要があります。診察内容を確認し、処方箋を処方してもらえます。
- 4 診療後**
電話やオンライン診療による診療を受けた後、医師から処方箋が送付されます。処方箋に基づき、薬局で薬剤を処方してもらえます。処方箋が届いたら、薬局で薬剤を処方してもらえます。

電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや、今回の時限的・特例的な取扱いについては厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/news/0001637600_0001637600_0001637600.html

厚生労働省